

相続税の納税猶予に関する適格者証明書

証 明 願

令和 年 月 日

沼津市農業委員会 殿

申請者 住所

氏名

印

下記の事実に基づき、被相続人及び私が租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者であることを証明願います。

1. 被相続人に関する事項

住所			氏名			職業		
相続開始年月日	令和 年 月 日		農地等の生前一括贈与を受けていた場合には、その年月日		年 月 日			
被相続人の所有面積	耕作農地	m ²		被相続人が農業経営主でない場合	農業経営者の氏名			
	採草放牧地				農業経営者と被相続人との同居・別居の別		同居・別居	
	合計							
特定貸付け、営農困難時貸付け又は認定都市農地貸付け等を行っていた者である場合	分類		特定貸付け ・ 営農困難時貸付け 認定都市農地貸付け ・ 農園用地貸付け					
	貸付年月日							
	貸付先の農業経営者又は市民農園開設者の氏名又は名称							
	その他参考事項							

2. 農地等の相続人に関する事項

(1) 農地等の相続人

住所			氏名			職業		
生年月日	年 月 日	被相続人との続柄	相続開始の時ににおける被相続人との同居・別居の別		同居・別居	相続開始前において農業に従事した実績の有無		有・無
特例の適用を受けようとする農地等の明細		別表のとおり		左記の農地等による農業経営の開始年月日等		年 月 日 ()		
今後引き続き農業経営を行うことに関する事項（特定貸付け、営農困難時貸付け又は認定都市農地貸付け等に関する事項）								
身体若しくは精神の障害又は老人ホーム等への入所の有無							有・無	
その他参考事項								

(2) 農地等の相続人の推定相続人

（生前一括贈与を受けていた農地等について使用貸借による権利が設定されている場合）

住所			氏名			職業		
生年月日	年 月 日	相続人との続柄	使用貸借による権利の設定の年月日		年 月 日			
使用貸借に係る農地等の明細		別表のとおり		左記の農地等による農業開始年月日		年 月 日		
今後引き続き推定相続人が農業経営を行うことに関する事項								
相続人が推定相続人の経営する農業に従事していることに関する事項								

沼農委相証第 号

上記の証明願のとおり、被相続人及び農地等の相続人は、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する適格者であることを証明する。

令和 年 月 日

沼津市農業委員会 会長 鈴木 孝雄

別表2 障害等の状況についての申告書

番号	項 目	添付資料
1	精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けていること	
2	身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けていること 手帳に記載された障害名（ ）	
3	要介護認定（要介護状態区分5のもの）を受けていること	
4	1から3以外の身体若しくは精神の障害の状況	
(1)	両眼の視力が0.1以下になっている	
(2)	周辺視野角度（I／4視標による。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（I／2視標による。）が56度以下になっている、又は両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下になっている	
(3)	両耳の聴力レベルが90デシベル以上になっている	
(4)	平衡機能に著しい障害がある	
(5)	咀嚼又は言語の機能を廃している	
(6)	咀嚼及び言語の機能に著しい障害がある	
(7)	精神に著しい障害がある	
(8)	神経系統の機能に著しい障害がある	
(9)	胸腹部臓器の機能に著しい障害がある	
(10)	上肢又は下肢の全部又は一部を喪失している	
(11)	一上肢又は一下肢の機能を全廃している	
(12)	一上肢の三大関節のうち、二関節の機能を廃している	
(13)	両手の手指又は両足の足指の全部又は一部を喪失している	
(14)	両手の母指、示指又は中指の機能を廃している	
(15)	一手の母指及び示指の機能を廃している	
(16)	母指及び示指を含めて一手の三指の機能を廃している	
(17)	一下肢の三大関節のうち、二関節の機能を廃している	
(18)	両足の足指の全部の機能を廃している	
(19)	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残している	
(20)	体幹の機能に座っていること、立ち上がること又は歩くことができない程度の障害を有している	
(21)	脊柱の機能に著しい障害を残している	
(22)	(1)～(21)の他、身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複している	
(23)	満75歳以上であり、身体の機能が低下しており、農業に従事することが困難である	
5	福祉施設への入所の状況	
(1)	生活保護法に規定する救護施設へ入所している	
(2)	老人福祉法に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホームへ入居又は入所している	
(3)	介護老人保健施設又は介護療養型医療施設へ入所している	
(4)	障害福祉サービス事業を行う施設又は障害者支援施設へ入所している	